

総務省 規制の事前評価書
(無線局の運用の特例の追加)

所管部局課室名：総合通信基盤局電波部電波政策課
電 話： 03-5253-5909
メールアドレス： radio-policy1@soumu.go.jp
評価年月日： 平成20年2月1日

1 規制の目的、内容及び必要性

携帯電話については、国民生活に必要不可欠なインフラとして、現在、不感エリアの解消が進められている。特に、高層ビルや住宅内等においては、屋外の通常の基地局の電波が届かないため、その対策が求められているところであるが、近年、技術革新により、屋内において柔軟かつ簡易に設置・移設することが可能な小型化かつ小電力化された屋内基地局等が開発されてきている。

現行の電波法では、原則として、免許を要する無線局の運用はその無線局の免許人が行わなければならないが、免許人以外の者は無線局を運用できないこととされているが、こうした新たな屋内基地局等を屋内等に設置する場合には、これらの場所に免許人が立ち入ることは必ずしも容易ではないことから、その屋内基地局等の不具合時の復旧や保守のための対応が迅速に行えるように、基地局装置本体が設置されている建物の管理者等に運用の一部（電源のオン・オフや復旧ボタンの押下げなど）を行わせたいという要望が高まっている。

そこで、高層ビルや住宅内等の携帯電話の不感エリアの解消のため、携帯電話の屋内基地局等の特定の無線局について、ビル管理者や利用者等に簡易な操作による運用を行わせることを可能とする制度を創設することとする（「電波法の一部を改正する法律案」による改正後の電波法（以下「新電波法」という。）第70条の8第1項の規定による無線局の運用の特例）。

これに伴い、自己以外の者に無線局の運用を行かせた免許人に対し、その無線局の運用の適正性を確保するため、次の規制を設けることとする。

- ①特定の無線局の運用の特例に係る事後届出の義務付け（新電波法第70条の8第2項）

無線局監理の観点から無線局の運用者を把握する必要があるため、新電波法第70条の8第1項の規定により自己以外の者に無線局の運用を行わせ

た免許人は、遅滞なく、当該自己以外の者による運用の期間等を総務大臣に届け出なければならないこととする。

②特定の無線局の運用の特例に係る監督の義務付け（新電波法第70条の8第2項）

電波利用の秩序維持の観点から、新電波法第70条の8第1項の規定により自己以外の者に無線局の運用を行わせた免許人は、当該自己以外の者に対し必要かつ適切な監督を行わなければならないこととする。

③特定の無線局の運用の特例に係る非常通信等の報告の義務付け（新電波法第80条第1号）

無線局の適正な運用を確保する観点から非常通信等が適正に行われたか把握する必要があるため、新電波法第70条の8第1項の規定により自己以外の者に無線局の運用を行わせた免許人は、当該自己以外の者が非常通信等を行った場合には、総務大臣に報告しなければならないこととする。

2 規制の費用

(1) 遵守費用

新電波法第70条の8第1項の規定により自己以外の者に無線局の運用を行わせた免許人に対して、遵守費用として次のようなコストが発生する。

①特定の無線局の運用の特例に係る事後届出のコスト

新電波法第70条の8第1項の規定により自己以外の者に無線局の運用を行わせた免許人が事後届出を行う事務的負担が発生するが、新たな金銭的負担は発生しない。

②特定の無線局の運用の特例に係る監督のコスト

新電波法第70条の8第1項の規定により自己以外の者に無線局の運用を行わせた免許人が監督を行う事務的負担が発生するが、新たな金銭的負担は発生しない。

③特定の無線局の運用の特例に係る非常通信等の報告のコスト

新電波法第70条の8第1項の規定により自己以外の者に無線局の運用を行わせた免許人が報告を行う事務的負担が発生するが、新たな金銭的負担は発生しない。

(2) 行政費用

行政機関に対して、行政費用として次のようなコストが発生する。

①特定の無線局の運用の特例に係る事後届出の受理のコスト

新電波法第70条の8第1項の規定により自己以外の者に無線局の運用

を行わせた免許人からの事後届出を受理する事務的負担が発生するが、新たな金銭的負担は発生しない。

②特定の無線局の運用の特例に係る非常通信等の報告の受理のコスト

新電波法第70条の8第1項の規定により自己以外の者に無線局の運用を行わせた免許人からの非常通信等の報告を受理する事務的負担が発生するが、新たな金銭的負担は発生しない。

3 規制の便益

(1) 携帯電話の不感エリアの解消

無線局の運用の特例の追加により、ビル管理者や利用者等が携帯電話の屋内基地局等の電源のオン・オフや復旧ボタンの押下げ等の簡易な操作による運用を行うことが可能となるため、屋内基地局等の不具合時の復旧や保守のための迅速な対応が実現することとなる。

これにより、高層ビルや住宅内等において、屋内基地局等を設置し、運用を行うことがより容易になり、携帯電話の不感エリアの解消という便益が発生し、国民生活の利便性の向上に資することとなる。

(2) 無線局の運用に係る事務的・金銭的負担の軽減

無線局の運用の特例の追加が行われない場合には、無線局の運用を行おうとする者は、自ら免許を受けなければならないが、無線局の運用の特例の追加の対象となる無線局については、新たに免許手続を要することなく運用を行うことが可能となる。

したがって、そのような無線局の運用を行おうとする者にとっては、免許の有効期間免許申請に必要な書類（免許申請書、無線局事項書、工事設計書等）の作成に係る事務的負担や免許申請手数料（例えば、空中線電力が1ワット以下の基地局では3400円～3550円。）に係る金銭的負担の軽減といった便益が発生する（基地局については免許の有効期間は5年間）。

4 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

無線局の運用の特例の追加を行うことは、事後届出、監督及び非常通信等に係る報告の事務的負担を発生させるものの、新たな金銭的負担は発生せず、携帯電話の不感エリアの解消、免許手続を要しないことによる無線局の運用に係る事務的・金銭的負担の軽減といった便益に比して合理的な範囲の費用

と考えられることから、適切なものである。

5 有識者の見解その他関連事項

特定の無線局の運用の特例に係る規制の内容については、昨年公布された「放送法等の一部を改正する法律」（平成 19 年法律第 136 号）による電波法の改正により、同様の規制の内容の変更を行った非常時通信及び登録局の運用の特例（新電波法においては第 70 条の 7 及び第 70 条の 9）に係る規制の内容を参考にしている。

6 レビューを行う時期又は条件

新電波法の施行後 5 年を経過した場合において、新電波法第 70 条の 8 の無線局の運用の特例に係る規定の施行状況について電波の監督管理の観点から検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。